

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）	
※ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）による改正後のもの	1
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第四条関係）	18
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）（附則第五条関係）	20
○ 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）（抄）（附則第六条関係）	22

○ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）
 ※ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）による改正後のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 貨物自動車相互間の中継輸送の促進</p> <p>第一節 総則（第二十九条の二―第二十九条の五）</p> <p>第二節 貨物自動車中継輸送実施計画の認定等（第二十九条の六・第二十九条の七）</p> <p>第三節 貨物自動車中継輸送事業の促進（第二十九条の八―第二十九条の十二）</p> <p>第四節 雑則（第二十九条の十三）</p> <p>第四章 運転者の運送及び荷役等の効率化</p> <p>第一節 第六節（略）</p> <p>第五章 雑則（第七十二条―第七十四条）</p> <p>第六章 罰則（第七十五条―第八十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ること的重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力、とりわけ必要な員数の運転者の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業及び貨物自動車中継輸送事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 運転者の運送及び荷役等の効率化</p> <p>第一節 第六節（略）</p> <p>第四章 雑則（第七十二条―第七十四条）</p> <p>第五章 罰則（第七十五条―第八十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ること的重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力、とりわけ必要な員数の運転者の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特</p>

法律の規定による許可等の特例等を定めるとともに、貨物自動車を用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し貨物自動車運送事業者等、荷主及び貨物自動車関連事業者が講ずべき措置等を定めることにより、物資の流通の効率化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第四条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

(削る)

四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

例、中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置等を定めるとともに、貨物自動車をを用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し貨物自動車運送事業者等、荷主及び貨物自動車関連事業者が講ずべき措置等を定めることにより、物資の流通の効率化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第四条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 貨客運送効率化事業

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

五 (略)

六 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項の港湾管理者をいう。

七 第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。

八 第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。

九 外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。

十 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

十一 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五| (略)

六| 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産又は販売の事業を行う者

ロ・ハ (略)

(総合効率化計画の認定)

第六条 (略)

2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

い。

一〜四 (略)

五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第

十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十三 貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。

十四 貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十五 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。

十六 倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。

十七 (略)

十八 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第一項の食品等をいう。）の生産又は販売の事業を行う者

ロ・ハ (略)

(総合効率化計画の認定)

第六条 (略)

2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

い。

一〜四 (略)

五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は鉄道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結すると

九十二号)第十八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容

六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。)に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

3 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第十条において同じ。)に該当するものについては、当該事業を実施する者が同法第六条第一項各号(第五号を除く。)のいずれにも該当しないこと。

四 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。以下この号、第六項及び第十一條において同じ。)(外国人国際第二種貨物利用運送事業(同法第四十五條第一項の許可を受けて行う事業をいう。第六項において同じ。))を除く。以下この号において同じ。)に該当するものについては、当該事業を実施する者が同法第二十二條各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三條各号に掲げる基準に適合すること。

五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。以下こ

きは、その内容

六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

3 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項各号(第五号を除く。)のいずれにも該当しないこと。

四 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業(外国人国際第二種貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。)(外国人国際第二種貨物利用運送事業(同法第四十五條第一項の許可を受けて行う事業をいう。第六項において同じ。))を除く。以下この号において同じ。)に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第二十二條各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三條各号に掲げる基準に適合すること。

五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、

の号、第十二条及び次章において同じ。）に該当するものについては、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であり、かつ、その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

六 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。以下この号及び第十四条において同じ。）に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が同法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。

七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に同法第八条第一項に規定する鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下この号及び第十五条において同じ。）に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が同法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。以下この号及び第十六条において同じ。）に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が同法第三条の特許の基準に適合すること。

九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラクタターミナル事業（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条第二号に規定するトラクタターミナル事業をいう。以

その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

六 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラクタターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、そ

下この号、第十七条及び第二十九条の六第五項第六号において同じ。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が同法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業をいう。第十八条及び第二十九条の六第五項第七号において同じ。）に該当するものについては、第一項の認定の申請の内容が同法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十一・十二 （略）

5
5
10 （略）

11 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十三項及び第八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十三項及び第八号において同じ。）に協議し、その同意を得るものとする。

12
12
13 （略）

14 前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（貨物利用運送事業法の特例）

第十条 （略）

2
2
3 （略）

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者をいう。第三十条第六号において同じ。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従って同法第十一

の総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十一・十二 （略）

5
5
10 （略）

11 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

12
12
13 （略）

14 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（貨物利用運送事業法の特例）

第十条 （略）

2
2
3 （略）

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。第三十条第八号において同じ。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従って同法第十一条に規定する運輸に

条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。第三十条第六号において同じ。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従って同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

第十三条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。次項において同じ。）についての同法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 (略)

第三章 貨物自動車相互間の中継輸送の促進

第一節 総則

(定義)

関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。第三十条第八号において同じ。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従って同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

第十三条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 (略)

(新設)

(新設)

第二十九条の二 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定貨物自動車中継輸送施設 二以上の貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、貨物の運送の用に供するものをいう。以下同じ。）が駐車し、又は停留し、及びそれらの貨物を当該貨物自動車相互間で積み替えるまでの間一時的に保管するため施設であつて、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路の近傍に立地し、入浴設備を備えた待機所その他の貨物自動車の運転者（以下「運転者」という。）の疲労を回復するための施設が併設され、並びに荷役に係る停留場所への貨物自動車の出入りの円滑な管理に資する装置、貨物の搬入及び搬出並びに仕分の円滑化を図るための情報処理システムその他の荷役及び荷さばきの効率化に資する設備を有するものをいう。

二 貨物自動車中継輸送事業 二以上の一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。以下この節において同じ。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第二十一条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。以下この節において同じ。）がその一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（同法第二条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。第二十九条の六第五項第五号において同じ。）について運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離を短縮することにより当該運転者の過労運転の防止を図りつつ、必要な物資が必要なときに確実に運送されるようにするために行う事業であつて、特定貨物自動車中継輸送施設において当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うもの（当該特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者が当該二以

（新設）

上的一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に当該特定貨物自動車中継輸送施設を使用させる場合にあつては、当該使用させる事業を含む。」をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二十九条の三 国は、運転者の過労運転の防止を図るとともに、第二条(第一号に係る部分に限る。)の基本理念(以下この節において「基本理念」という。)の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送に関する情報の提供、貨物自動車相互間の中継輸送を行い、又は行おうとする者への助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、基本理念の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送を行う者に対し、その実施に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第二十九条の四 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、その運転者の過労運転の防止を図るとともに、基本理念の実現に資するため、相互に連携し、及び協働し、貨物自動車相互間の中継輸送を実施するよう努めなければならない。

2 荷主及び倉庫業者(倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。第三十条第八号イ及び次章第四節において同じ。)その他の貨物自動車に係る貨物の積卸施設の管理者(次条第二項第四号において「倉庫業者等」という。)は、基本理念の実現に資するため、その業務の遂行に支障のない範囲内において、貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第二十九条の五 国土交通大臣は、運転者の過労運転の防止を図る

(新設)

(新設)

(新設)

とともに、基本理念の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関し、基本的な方針（以下この条及び次条第五項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 貨物自動車相互間の中継輸送の意義及び目標に関する事項

二 貨物自動車中継輸送事業の実施に関する基本的な事項

三 貨物自動車中継輸送事業の実施に当たって配慮すべき事項

四 貨物自動車相互間の中継輸送に係る一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、荷主、倉庫業者等その他の関係者相互間の連携及び協働に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関）に協議するものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 貨物自動車中継輸送実施計画の認定等

（貨物自動車中継輸送実施計画の認定）

第二十九条の六 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、その実施しようとする貨物自動車中継輸送事業についての計画（以下この章において「貨物自動車中継輸送実施計画」という。）を作成し、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に提出して、その貨物自動車中継輸送実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 貨物自動車中継輸送実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 貨物自動車中継輸送事業の目標

二 貨物自動車中継輸送事業を実施する区域

（新設）

（新設）

- 三 貨物自動車中継輸送事業の内容（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備並びに管理主体
 - 五 貨物自動車中継輸送事業の実施時期
 - 六 運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離の短縮その他の貨物自動車中継輸送事業の実施により見込まれる効果
 - 七 貨物自動車中継輸送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 貨物自動車中継輸送実施計画には、第一項の認定を受けようとする者以外の者が行う特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する次に掲げる事項を含めることができる。
 - 一 当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備の内容及びその実施主体
 - 二 当該特定貨物自動車中継輸送施設の用に供する土地の所在及び面積
 - 三 その他国土交通省令で定める事項
- 4 第二項第三号又は第四号に掲げる事項には、貨物自動車中継輸送事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 貨物自動車運送事業法第九条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の認可を要する事業計画の変更に関する事項
 - 二 貨物自動車運送事業法第九条第三項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の規定による届出を要する事業計画の変更に関する事項
 - 三 自動車ターミナル法第七条第一項又は第十一条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項
 - 四 自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を要する同法第二条第六項に規定するトラックターミナルの位置、規模、構造又

- は設備の変更に関する事項
- 五 倉庫業法第三条の登録に係る同法第四条第一項各号に掲げる事項
- 六 倉庫業法第七条第一項の変更登録を要する同法第四条第一項各号に掲げる事項に関する事項
- 七 倉庫業法第七条第三項又は第八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項
- 5 | 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その貨物自動車中継輸送実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が貨物自動車中継輸送事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合すること。
- 四 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものであつて、貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同法第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
- 五 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、特定貨物自動車運送事業に該当するものであつて、貨物自動車運送事業法第三十五条第六項において準用する同法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同法第三十五条第六項において読み替えて準用する同法第九条第二項において準用する同法第三十五条第三項各号に掲げる基準に適合すること。
- 六 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、トラ

- トラックターミナル事業に該当するものであつて、自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号（同法第十一条第一項に規定する構造又は設備の変更にあつては、同法第六条第一号）に掲げる基準に適合すること。
- 七 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものであつて、次のイ又はロに掲げる登録又は変更登録を受けなければならないものについては、第一項の認定の申請の内容がそれぞれイ又はロに定める規定に該当しないこと。
- イ 倉庫業法第三条の登録 同法第六条第一項各号
- ロ 倉庫業法第七条第一項の変更登録 同条第二項において読み替えて準用する同法第六条第一項第四号
- 6 | 国土交通大臣は、第一項の認定をしようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、関係する都道府県公安委員会の意見を聴くものとする。ただし、都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 7 | 国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について第一項の認定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くものとする。
- 8 | 国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該関係都道府県知事に通知するものとする。
- 9 | 前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- (貨物自動車中継輸送実施計画の変更等)

第二十九条の七 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る貨物自動車中継輸送実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第一項の認定に係る貨物自動車中継輸送実施計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この章において「認定貨物自動車中継輸送実施計画」という。）が同条第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（同条第三項の規定により当該認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された同項に規定する者を含む。第二十九条の十三において「認定貨物自動車中継輸送事業者等」という。）が認定貨物自動車中継輸送実施計画に従つて当該認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業（前条第三項に規定する特定貨物自動車中継輸送施設の整備を含む。第二十九条の十一第一項第一号及び第二十九条の十三において同じ。）を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項から第九項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第三節 貨物自動車中継輸送事業の促進

（貨物自動車運送事業法の特例）

第二十九条の八 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九条の六第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第二十九条の十において同じ。）を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（新設）

（新設）

（新設）

(自動車ターミナル法の特例)

第二十九条の九 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九条の六第一項の認定を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を受け、又は同法第七条第一項若しくは第十一条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(倉庫業法の特例)

第二十九条の十 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九条の六第一項の認定を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第八条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

(機構による貨物自動車中継輸送事業の推進)

第二十九条の十一 機構は、貨物自動車中継輸送事業を推進するため、次の業務を行う。

- 一 認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
 - 二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 2 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(都市計画法等による処分についての配慮)

第二十九条の十二 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された特定貨物自動車中継輸送施設の整備の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第四節 雑則

第二十九条の十三 国土交通大臣は、認定貨物自動車中継輸送事業者等に対し、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四章 運転者の運送及び荷役等の効率化

(定義)

第三十条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(削る)

一 七 (削る)

八 貨物自動車関連事業者 次に掲げる者をいう。

イ 倉庫業者

ロ (略)

ハ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八

(新設)

(新設)

(新設)

第三章 運転者の運送及び荷役等の効率化

(定義)

第三十条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 貨物自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項の自動車であつて、貨物の運送の用に供するものをいう。

二 運転者 貨物自動車の運転者をいう。

三 九 (略)

十 貨物自動車関連事業者 次に掲げる者をいう。

イ 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者(以下「倉庫業者」という。)

ロ (略)

ハ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八

項に規定する航空運送事業を経営する者のうち貨物の運送を行うものであつて、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者

ニ 鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業又は同条第三項に規定する第二種鉄道事業を経営する者のうち貨物の運送を行うものであつて、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者

第五章 雑則

(権限の委任)

第七十四条 第二章に規定する主務大臣の権限、第三章に規定する国土交通大臣の権限並びに前章第三節に規定する荷主事業所管大臣及び同章第五節第二款に規定する連鎖化事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第六章 罰則

第七十七条 第二十九条若しくは第二十九条の十三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 第二十三条第二項又は第二十九条の十一第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

項の航空運送事業を経営する者のうち貨物の運送を行うものであつて、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者

ニ 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を経営する者のうち貨物の運送を行うものであつて、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者

第四章 雑則

(権限の委任)

第七十四条 第二章に規定する主務大臣の権限並びに前章第三節に規定する荷主事業所管大臣及び同章第五節第二款に規定する連鎖化事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第五章 罰則

第七十七条 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 第二十三条第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>	
	<p>一〇百三十九（略）</p> <p>百四十 倉庫業者の登録又は認定 （注）物資流通効率化法第十八条第一項若しくは第二項（倉庫業法の特例）又は福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは物資流通効率化法第七条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定若しくは物資流通効率化法第二十九条の六第一項（貨物自動車中継輸送実施計画の認定）の規定による貨物自動車中継輸送実施計画の認定若しくは物資流通効率化法第二十九条の七第一項（貨物自</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>	
	<p>一〇百三十九（略）</p> <p>百四十 倉庫業者の登録又は認定 （注）物資流通効率化法第十八条第一項若しくは第二項（倉庫業法の特例）又は福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは物資流通効率化法第七条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定又は福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>

<p>百四十一～百六十 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>動車中継輸送実施計画の変更等)の規定による貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定又は福島復興再生特別措置法第七条第十四項(福島復興再生計画の認定)の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項(東日本大震災復興特別区域法の適用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による福島復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>
<p>百四十一～百六十 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による福島復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。）に掲げる業務に限る。）の対象となる事業、第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十三条第一項第一号又は第二十九条の十一第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項及び第二</p>	<p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。）に掲げる業務に限る。）の対象となる事業、第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十三条第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定す</p>

十九条の十一第一項に規定する業務を行うこと。

十一 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）及び第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項第一号及び第二十九条の十一第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

る業務を行うこと。

十一 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）及び第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

○ 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（貨物利用運送事業法及び物資の流通の効率化に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 次に掲げる法律の規定中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。</p> <p>一 貨物利用運送事業法第三十三条第三号</p> <p>二 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第四項第一号及び第二号並びに第五項第五号</p>	<p>附 則</p> <p>（貨物利用運送事業法の一部改正）</p> <p>第九条 貨物利用運送事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十三条第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。</p>